

第6号議案

労働保険事務組合事務処理規約改正(案)承認の件

1 提案理由

法令改正に伴う、事務処理規約の様式番号変更のため

2 改正案

改正後	改正前
条文等	条文等
第3条 3 本事務組合は、労働保険事務等の処理を受託したときは、「労働保険事務等処理委託事業主名簿(徴収則様式第 <u>16</u> 号・石綿則様式 <u>4</u> 号)に所定の事項を記載し、本労働保険事務組合事務処理規約を当該事業主に交付するものとする。	第3条 3 本事務組合は、労働保険事務等の処理を受託したときは、「労働保険事務等処理委託事業主名簿(徴収則様式第 <u>18</u> 号・石綿則様式 <u>5</u> 号)に所定の事項を記載し、本労働保険事務組合事務処理規約を当該事業主に交付するものとする。
第6条 2 本事務組合が、東京労働局歳入徴収官からメリット事業にかかる労災保険率及び東京労働局長から特別加入者にかかる給付基礎日額に関する通知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿(徴収則様式第 <u>17</u> 号・石綿則様式第 <u>5</u> 号)」(以下「徴収及び納付簿」という。)に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。	第6条 2 本事務組合が、東京労働局歳入徴収官からメリット事業にかかる労災保険率及び東京労働局長から特別加入者にかかる給付基礎日額に関する通知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿(徴収則様式第 <u>19</u> 号・石綿則様式第 <u>6</u> 号)」(以下「徴収及び納付簿」という。)に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。
第8条 3 本事務組合が第1項の通知を受けたときは、「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿(徴収則様式第 <u>18</u> 号)」(以下「事務等処理簿」という。)に所定の事項を記載するものとする。	第8条 3 本事務組合が第1項の通知を受けたときは、「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿(徴収則様式第 <u>20</u> 号)」(以下「事務等処理簿」という。)に所定の事項を記載するものとする。

3 施行時期

令和2年6月23日